

論 説

湖南省憲法運動を論ず

——中国の連邦主義思想の考察——

劉 迪

第1章 湖南省憲法の背景	第1節 立法草案の作成
第1節 統一の第三の道への模索	第2節 審査，省民投票による表決
第2節 中国連邦主義思想の系譜と連省自治	第4章 湖南省憲法の構成，内容
第3節 湖南軍閥と省憲法	第1節 湖南省憲法の連邦制的特徴
第2章 連邦主義運動における湖南省憲法	第2節 人権保障の重視
第1節 中国の憲法における連邦主義の影響	第3節 人民主権の原則
第2節 全国各地の省憲法運動と湖南	第4節 統治機構
第3章 湖南省憲法立法の過程	第5節 湖南省憲法における問題
	第6節 湖南省憲法の修正
	結 語 第三の道—湖南省憲法の啓示するもの

清末以来，連邦主義は一貫して中国の知識分子が探究してきたテーマであった。湖南省憲法の発生は偶然のものではなく，それは中国社会の転換時期の先進的知識分子が連邦主義という道具を探し求め，中国の現実的問題を解決しようとした具体的な試みであった。1920年の湖南省を中心とする省憲法運動は，中国の連邦主義思想の集中的な体现であった。当時，中国は南北二つの政府に分かれ，双方は武力にせよ平和的統一にせよ，いずれも見込みがなかった。このような現実直面して，その中間にいた勢力は第三の道を選択し，すなわち全国段階では直ちに統一を実現することが難しい状況の下で，各省がまず最初に省憲法を制定して，憲政を実現し，その基礎の上に一步一步各省の連合を実現し，最終的に統一を達成すると

いう構想を立てた。湖南省をリーダーとする省憲法運動は中国の地方人民の民主参加の可能性を表しており、20世紀の連邦主義思想を豊かなものにした。20世紀20年代の湖南省憲法運動を中心とする省憲運動は、以下の問題意識を潜んでいる。第一に、国家の一つ下の行政レベルの憲政を通じて国家全体の憲政を実現しようとする。第二に、単一制国家の一つ下のレベルの行政単位がそれぞれ省憲法を制定することにより、単一制国家全体の連邦制への転換を実現しようとする。第三に、連邦制は分裂している単一制国家の統一実現の手段として利用しようとする。本論文はこの三点を手かりとして湖南省憲運動及湖南省憲法を考察しようとする。

第1章 湖南省憲法の運動背景

20世紀の20年代、湖南には省憲法運動が出現した。本章ではこの運動の発生について背景的説明を行い、同時に単一制国家内部の省レベル憲法の連邦化の前提についても初歩的な検討を行いたいと思う。

第1節 統一の第三の道への模索

これまでの研究はすべて、省憲法運動が最初に湖南省で発生したことに注目しているが、これは湖南省が民国初期に軍閥戦争の災禍に見舞われたという特殊な要素と関係がある。李劍農は『最近三十年の中国政治史』のなかでこの問題を指摘している。彼は「張敬堯の貪欲さとその部下の軍隊の残虐さは、ともに湖南人民の自由への要求を喚起するのに十分であった」⁽¹⁾と述べている。鄒小孟は、湖南は南北交通の要衝に位置し、双方の争奪の焦点であったとしている。北洋軍閥の湯薌銘、傅良佐及び張敬堯の統治期には、湖南は軍閥戦争の主な戦場であり、兵士、兵糧の主要な供給地であった。湖南人民の被った苦難は最も深かった⁽²⁾。

(1) 李劍農『最近30年中国政治史』(上海太平洋書店, 1931年5月3版) 467頁。

(2) 鄒小孟「連省自治」浅析 四川大学編集『四川大学学報』1982年4期65頁。

辛亥革命後に発生した「二次革命」⁽³⁾、「護国戦争」⁽⁴⁾及び直隸・安徽戦争⁽⁵⁾は、いずれも湖南に戦争による深刻な破壊をもたらした⁽⁶⁾。

湖南人武育幹は「連省自治と職業主義」という文章の中で次のように切々と語っている。「私はなぜ連省自治に賛成するのだろうか。私は、最初に深く入り込んだイメージは、環境の刺激の結果であったということが出来る。我が湖南人、湖南省は十年来、戦争による災禍を最も深く被り、南北の軍隊は駐屯・守備が定まらなかった。また、戦乱を経るたびに、地方の活力が搾り取られた。今さしあたっては北のいう『統一』にも、南のいう『護法』にも、それぞれの堂々とした立派な名目がある。だが、名目の實際が、当分の間はどちらも達成できない以上、同じく我々の数え切れない生命財産を犠牲にして、このつかみどころのない名目と取り換えているのである。なにもわざわざこんなことをすることはあるまい……」⁽⁷⁾。

当時の混乱した局面に直面して、湖南出身の北京在住の有力者熊希齡⁽⁸⁾は、「双方が武力によって争った以上、いやしくも一方が勝利を取めて攻

(3) 1913年に孫中山ら革命党人が起こした袁世凱の専制に反対する武装闘争。

(4) 1915年～1916年にかけて孫中山が起こした袁世凱に反対する武装闘争。

(5) 1920年に直隸軍閥と安徽系軍閥の間に起きた戦争。

(6) 湖南に限って見れば、1917年9月、護法戦争の勃発後、北洋軍閥が大挙して湖南に進攻し、曹錕部隊第三師団師団長呉佩孚は軍を率い長駆して一気に攻め込み、岳州、長沙を続けて攻め落とし、一方、段祺瑞はどさくさにまぎれて安徽系の將校張敬堯を湖南督軍に任命した。張の湖南における専横残虐な統治は湖南省各界人民の極めて大きな憤慨を呼び起こし、湖南人民は張を駆逐する運動を起こした。段は張を湖南督軍に任命し、さらに直隸軍閥呉佩孚との間の矛盾を激化させた。1920年6月、呉佩孚は湖南の湖南軍と協定を結んだのち師団を率いて北に撤退し、安徽系軍閥と決戦を行う準備をした。一方、湖南軍は譚延闓、趙恒惕の統率の下、張を駆逐する戦争を開始した。湖南省各界人民の支援の下に、湖南軍は張敬堯の10万の大軍を打ち破り、彼らを湖南から追い出した。

(7) 『太平洋』雑誌第3巻7号（「連省自治専号」）。

(8) 1870—1942、湖南出身。清末新学を主張。1905年海外憲政視察団参加。1913年国務総理。1917年行政院院長。1920年連省運動を鼓吹。

略し、群雄を屈服させ、全国を統一することができたならば、人民の雲霓の望みを慰められないことはない。彼此の均衡を知らず、各々が把握していないと、一つの波が静まらないうちに、一つの波がまた起きる」⁽⁹⁾と考え、そこで彼は欧米の連邦制を採用することによって、全国の統一を実現し、混戦を食い止めることを主張した。

1920年以前の三度の内戦は中央政府が中央集権の原則にもとづき、武力統一の方法によって一つの新しい政治秩序を達成しようとしたものであり、同時に南方の軍事政権は自己の利益を守るために、中央集権及び武力統一に反対した。このようにして南北対峙の局面ができ上がった。北方に一つの中央政府があり、広東にも一つの中央政府があった。南北という二つの大勢力の間にいた何人かの政治・軍事指導者はそこで省自治によって連省自治を達成することを主張した⁽¹⁰⁾。

立憲を行った各省の連合によって中国を統一するということが、これは中央政府の立憲事業が失敗したことを反映しており、そのため各省が自ら立憲を行い、新しい合法の源泉をさがし、政治行動と政策決定に一つの法則を持たせることにより、混乱した局面を終わらせることが望まれたのであった。

とくに中国の省憲法運動の推進者を引き付けたのは、省憲法を制定することによって、各省の自治が実現でき、甲省の軍隊が乙省へ進入するのを許さずにすむということであった。そうなれば軍閥は自然になくなり、各省は膨大な軍事費を負担する必要がなくなり、建設に従事する余裕ができ

(9) 李劍農、前掲書465頁より引用。

(10) 1920年～1924年までの間に連省自治を唱導した省は下記のように分類できる。

1. 湖南、湖北、四川、陝西：南北の争いに介在していた省。
2. 広東、広西、福建：南北の争いの影響を受けていた。
3. 雲南、貴州：北方の影響をあまり受けなかった省。
4. 浙江：直隸・安徽戦争後も安徽系がいかわらず支配し、同時に南方勢力と密接な関係があった省。

以上の十省にはすべて大きさのまちまちな自治運動があった。

る。

欧米の連邦主義にはさまざまな概念があるが、中国の省憲法運動は連邦制の次のような特徴に着眼して自己の目標を設計した。まず第一に、連邦制国家の内部には何種類かの段階の異なる政府が同時に存在することができる、とくに地方政府は適当な程度の自主権を享有することができる。第二に、役人はすべて人民が選挙する。第三に、人民は国家に対して力を尽くすことができ、地方に対しても力を尽くすことができ、両者はべつに衝突しない。第四に、中央の権力は各邦の連合協議によって決定され、したがって地方は中央に対して自主権を保つことができ、地方の権力は国の憲法を通じて保障を得ることができ、人民はより大きな自由を享有する。

1920年に中国で興った省憲法運動は、その理論は連省自治であり、その目的は連邦制の実現であった。1920年から1924年にかけて、省憲法運動は一つの重要な政治運動であり、武力による統一と平和的統一以外の、統一を求めるもう一つの方法であった。

第2節 中国連邦主義思想の系譜と連省自治

李劍農は『最近三十年の中国政治史』の中で、「中国の国土の広さ、各省の情勢の複雑さゆえに、もともと連邦制を適用する基盤がある」⁽¹¹⁾と述べている。清末からすでに多くの学者が中国での連邦制実施の可能性について真剣に考慮していた。

戊戌変法の時期に、梁啓超はすでに地方自治の概念を提示している。彼の起草した『政聞社宣言書』においては、さらに地方自治、中央・地方の権限を確立することを海外立憲党の政治的主張の一つとしている⁽¹²⁾。梁啓超は「盧梭学案」の中で中国が連邦制を実施することを望むという願望を述べている。彼は言う。「盧氏はスイス連邦は誠に弱小すぎ、隣邦に侵

(11) 李劍農、前掲書462頁。

(12) 李喜所等著『梁啓超伝』（人民出版社、1993年10月第一版）479頁参照。丁旭光「富于変化的梁啓超地方政制観」『広州研究』、1987年6期。

略されることを免れないが、一つの大きな邦をスイスの例にならって、自らいくつかの小さい邦に分けさせても、連邦制度に基づいて民主政治を実施すれば、その国勢の強大さ、人民の自由さは、必ずや古にとどろき、今に輝いて、永遠に後世の万国に模倣されることができると考えた。盧氏のねらいはここにあったのだろう、ここにあったのだろう」。彼はさらに注釈を加えて、「……我が中国は、…各々が団体であり、その土地に適していることによって法律を定め、その民の欲するところから政令を施せば、盧梭が心の中で望んでいた国家を作り上げることができ、その道は最も近く、その事は最も易く、果たしてそうであれば我が中国の全体は万国の師となるだろう」⁽¹³⁾と述べている。戊戌変法の時期の湖南新政において、連邦論は湖南省ですでに萌芽しており、当時、梁啓超が湖南巡撫陳宝箴の自立を奨励するにあたっては、連邦思想が極めて濃厚であった。梁啓超は元来、中国は連邦制を実施すべきだと主張していた⁽¹⁴⁾。

湖南の革命家楊篤生は「新湖南」を著し、文中でやはり湖南の独立を主張した⁽¹⁵⁾。このほか、革命党人士もまた連邦制を中国革命後の国家構造形態としている⁽¹⁶⁾。中華民国成立後、革命党内部には連邦制を実施するか否かをめぐって論争が起きた⁽¹⁷⁾。

(13) 李剣農、前掲書463頁。

(14) 張朋園『梁啓超与清季革命』（中央研究院近代史研究所出版、1964年5月）67～77頁；張朋園『梁啓超与民国政治』（食貨出版社、1978年）239～241頁。

(15) 楊篤生「新湖南」『湖南歴史資料』第3号（湖南人民出版社、1959年）。

(16) 劉迪下記論文「中国の連邦主義思想と運動」早稲田大学比較法研究所発行『比較法学』33巻2号。

(17) 革命党人士は袁世凱の専権独裁に対抗するために、連邦制を実施することを望んだ。民国元年に制定した臨時約法は、当時の多数の参議員が袁世凱が各省政府を威力で押えつけることを懸念したため、中央政府と各省政府の間の関係についていかなる規定も設けなかった。民国二年に正式国会が開かれ、憲法会議を挙行して憲法を起草するときになって、国民党内部には中央と各省区の間関係について論争が生じ、連邦主義思想が機運に応じて生まれた。このとき国民党人が連邦制の実施を主張し提議したのは、袁世凱の専制を食い止めるためであった。例えば、李烈均は徐秀均に宛てた電報の中で、「今ここに選挙の終了に当たり、我が党（国民党）が勝利を占めたからには、憲法の問題、總統

民国初期、中国は相対的に自由な言論環境を具えていた。このような相対的に自由な言論環境に、一群の自由主義理論家、地方利益集団の代表者による推進が加わって、連省自治世論の形成にとって条件が作り出された。

民国の成立後、西洋の教育を受けた学者が連邦論を鼓吹し始めた。当時、より多くの世論は連邦制に傾き、多くの政治評論家は連邦主義の観点を持っていた。例えば、1916年に張東蓀らが創刊した雑誌『新中華』は、多数の連邦制に賛成する文章を掲載した。張東蓀は「地方制度の究極観」⁽¹⁸⁾を発表し、丁世嶧は「国民国是論」⁽¹⁹⁾等の論文を発表し、ともに軍閥が権力を振り回し専断を実行することの弊害を防ぐために、地方分権の連邦制を採用し、憲法において明確に中央と地方の権限を分けることを主張した。唐徳昌は、「中国は国土があまりにも広く、しかも交通が阻害されており、実業を開発するには、連邦制度が最も適している」⁽²⁰⁾と考えていた。楊瑞六もまた、「連省自治」の実施は、「人民の参政の機能を助長することができ」、「野心家の専断を阻止することができ」、「こんにちの統一を実行する平和的方法である」と考えた⁽²¹⁾。

の問題などについては、近いうちに上海に人を派遣して、克強、鈍初、溥泉と一切を相談するつもりである。総統が項城（すなわち袁世凱）であるならば、私は連邦制だと思う」と述べている。もちろん、袁は自己の勢力を保つために、これに対して極力反対した。例えば、二次革命の失敗後、袁氏は李烈均の電文に基づき、「うわべだけ連邦の各制度を踏襲することにより、その統一を破壊する狡猾な企みを遂げる」ものであると指摘した。この時から、連邦制の主張に対する袁世凱の取り締まりはいっそう厳しくなった。楊幼炯『近代中国立法史』（商務印書館、1936年初版）285頁以下参照。

- (18) 張東蓀は「地方制度の究極観」『新中華』雑誌、1916年。張東蓀の連邦の主張は、ドイツ人 Rodolf Gneist (1816～1895) の影響によるものだといわれる。Philip Kuhn, "Local self-Government Under the Republic" in Wakeman (ed), *Conflict and Control Late Imperial China*. 張朋園「湖南省憲法的制定と運作」(1920～1925), 『中国近現代史論集』第21編 民国初期の政治（三）（台湾商務印書館、1986年）参照。

- (19) 丁世嶧「国民国是論」『中華雜誌』第9号。

- (20) 前掲注（7）。

1915年5月に章秋桐は「ここのところ、統一の失敗が、日増しに明らかとなり、知者は策を出すことによって困難を慮り、高官は衰微を慮って活路を求めており、さながら連邦制度は、これを行うことに道理があり、十分に民生を安定に落ち着かせ、国命を紛糾から救うかのようなのである」⁽²²⁾と述べている。章秋桐は純粹に学理的角度から連邦制を詳しく研究し、当時の人々の連邦制を実施することへの憂慮について釈明を行った。彼は連邦制の各邦は、単一国の各地方区域と比べて、権力の順序の相違があるだけで、べつに根本原則の相違があるわけではないと述べ、それゆえ、中国の各省はどんどん「邦によってつながって」よく、国家の統一には差し支えないということを説明した。最後に彼は、中国が連邦制を採用しようとするならば、世論が成熟しさえすれば、ただちに実行が可能であり、革命という手段を活用する必要はないと述べている⁽²³⁾。

中国の連邦主義運動史を研究する際、李劍農は軽視することのできない人物である。この時期、李劍農の主宰する雑誌『太平洋』は、連邦主義の鼓吹に全力を傾注した。彼自身も連邦制の鼓吹者ならびに積極的推進者であった。1917年から1921年までに、彼は三編の同じく「民国統一問題」と題する論文をあいついで発表した。1917年、彼は一編目の論文の中で、「単一制の国家が地方勢力が増大し、中央政府が統御できなくなり、事実上一種の連邦状態となってしまったときは、それを崩壊させまいとするならば——連邦制という方法を採用するしかない」と指摘した。彼は中国はすでに連邦の状態になっており、「地方勢力はすでに中央政府の制御し得るものではなく、連邦制を採用しなければ中央政府の実力を回復することはできない」と指摘したが、このとき彼は南北の分裂を目にしたため、このように述べたのであった⁽²⁴⁾。1920年、彼は二編目の論文の中で当時の

(21) 潘樹藩『中華民國憲法史』（商務印書館，1935年3月）106頁より引用。

(22) 章秋桐「学理上之連邦制」『甲寅』1915年5月号。

(23) 同文。

(24) 前掲注（7）。

中国の深刻な問題、すなわち軍人が政治を行い、武力攻撃がやまないことをさらに一歩進んで指摘し、それゆえどうしても督軍を廃して兵を中央政府の支配下に属させ、連邦制を実施しなければならない、とした。「督軍を廃して兵を中央政府の支配下に属させることがやれない原因は、一つには中国の政治制度がこれまで中央の存在だけを認めて、地方の存在を認めず、職権が分かれておらず、財政権が分かれておらず、反対に尾大ふるわずという形になっているせいであり、（その上）我々の政客は一種の堅固で打ち破ることのできない集権思想を踏襲し、ある派の武力が残りの各派を打ち倒すことを常に仮想しているため、一つの割拠の局面を作り上げてしまうのである」。1921年の夏、彼はさらに三編目の論文を発表し、「督軍を廃そうとするならば先に兵を中央政府の支配下に属させる必要がある。兵を中央政府に属させようとするならば先に統一する必要がある。統一しようとするならば先に連邦制を確定する必要がある」⁽²⁵⁾と述べた。

胡適も自分が編集の責任を負っている週報『努力』に連省自治に関する論文を発表した。彼は「中央と各省の権限をはっきり定め、将来の中央政府を、確実に各省がなくてはならないと公認する最高機関たらしめ、将来の各省を、確実に一つの統一国家の自治省たらしめ、敢えて中央の権限を侵犯しない」⁽²⁶⁾ことを主張した。胡適は中国は中央集権を行うのに最も適さない国家であると考えていた。強行の結果は必定、中央は離れ過ぎていて統治力が及ばず、同時に地方にも人民の自治がなく、そこで軍閥が来て割拠するしかないということになる。このような軍閥割拠を消滅させるのに用いるべき唯一の方法は、武力統一ではなく、地方人民の自治を強化し、しかるのちに連省自治によって統一を達成することである⁽²⁷⁾。

章太炎、徐佛蘇の理論はほぼ胡適と同じである⁽²⁸⁾。社会主義者李大釗

(25) 同上。

(26) 胡適「連省自治与軍閥割拠」『努力週報』19号。

(27) 同上。

(28) 華字日報、1919—8—21、1921—1—13。

は、南北の衝突、省と中央の衝突は武力によっては消滅できず、連省自治によってしか解決できないと考えていた。そればかりなく、人口の多い国家の大半は連省によって連邦制の国家を形成しており、連省または連邦によって大連邦を達成すれば、全世界の連邦は最終的には国境線、人種の境界がなくなって、一切の衝突がなくなる⁽²⁹⁾。

1920年、湖南省が北方軍閥張敬堯を追いついた後、上海に滞在していた湖南人は「湖南改造促進会」を組織し、『湖南改造宣言』を発表し、「湖南の事は湖南人が自ら決する」ことを望んだ。この宣言は、「湖南の事がまったくまずいことになっているのは、すべて人民の多数が自覚をすることができず、奮い立って主張することができず、話があっても語らず、考えがあっても言わないためである。南北の軍人は、それで機に乗じて凌侮し、湖南を地盤として、民財をしぼり取って私腹を肥やすことができたのだ。過去の事はこれ以上語るに堪えないが、今後は消極的方面では、督軍を廃してその兵を中央政府の支配下に属させるにこしたことはなく、積極的方面では、民治を建設するにこしたことはない。我々が湖南人が自ら決すると主張している、その意味は、決して部落ではなく、割拠でもなく、すなわち湖南の守っている文明を以て、湖南人はその創造の責任を負わなければならないということである。湖南文明の創造と敵対するのは、軍閥であり、湖南・広東・広西の巡閱使⁽³⁰⁾であり、湖南・湖北の巡閱使であり、靖国軍⁽³¹⁾であり、征南軍⁽³²⁾である。これらの敵対者が、すべて湖南の境界の外に立ち去り、永遠に二度と湖南の境界内で湖南人と敵対しなくなれば、湖南人はゆったりとその本性を発展させ、その文明を創造するこ

(29) 『李大釗選集』（人民出版社、1959年4月）132頁。

(30) 北洋政府時期において二省以上を管轄する地方高級軍事の長。

(31) 1917年北洋軍閥が臨時約法と国会を廃棄し帝政を復活させた。孫文が広州で軍政府を組織して帝政復活反対、約法擁護を宣言した。雲南督軍唐繼堯は通電して約法擁護を賛成し、靖国軍を組織した。

(32) 1915年12月25日に袁世凱専制反対の護国戦争が爆発、袁世凱が10万人の軍隊を四川に派遣。「征南軍」という。

とができるのであり、これが我々の言うところの湖南人の自決主義である。——譚組安（延闓）、趙炎武（恒惕）、張（敬堯）を追い払った諸將兵は、苦勞して大きな功を立て、郷邦の英傑であるが、今後、彼らに注意を払うよう希望することは、第一に自治主義を受け入れることができ、狼を部屋に引き入れないこと。第二に、民治を遵守することができ、これより以後の举措は、すべて三千万平民の多数意思を以て賛否を決めること、である。最も重要なことは、督軍⁽³³⁾を廃してその兵を中央政府の支配下に属させ、金銭を無駄づかいせず、教育を極力普及させ、三千万の人々がすべて言論の自由を持つことであり、これが国民の最も希望するところである⁽³⁴⁾と述べている。

軍政府を組織して帝政復活反対、約法擁護を宣言した。雲南督軍唐繼堯は通電して約法擁護を賛成し、靖国軍を組織した。

五四運動及び南北双方の上海和議⁽³⁵⁾の時期に、自由主義者、左翼の知識分子は積極的に連省自治の主張を支持した。当時は、『新安徽』、『新浙江』、『新江西』、『新山東』といった連省自治を宣伝する多くの定期刊行物があった。このほかさらに、『東方』、『太平洋』、『改造』等といった販路の広い雑誌が、いずれも連省自治について大量の宣伝を行った。これらの雑誌の観点は連省自治によって軍閥に打撃を与え、人民の権利を保障することを主張するものであった⁽³⁶⁾。

その他、雑誌『東方』、雑誌『改造』などにはいずれも連邦論特集号があった。このほか、湖南省憲法の期間中、長沙『大公報』、『国民日報』等

(33) 1916年7月黎元洪が中華民国總統を就任した後、各省の最高軍政長官としての将軍を督軍に変更した。

(34) 『湖南省最近百年大事件記述』（長沙、湖南人民出版社、1959年出版）411～412頁。

(35) 1919年2月20日に、北洋政府と南方護法政府が上海で和議開始、同年5月13日に和議失敗。翌年6月一度再開したが、直隸・安徽戦争及び広東・広西戦争の爆発で終止。

(36) J. Gray (ed), China's Search for a Political Form, Oxford University Press, 1969, J. Chesnerox 連省自治に関する文章、106頁。

の新聞・雑誌は省憲法の制定及び人民の参加について積極的な世論の支持を与えた。

直隸・安徽及び広東・広西戦争の後、南北統一は水の泡と消え、南北軍閥の内部も不仲となった。そこで、言論界はあらためて「連省自治」の問題について論議し始めた。

このようにしてメディアの相対的な自由雰囲気を持していること、一群の知識分子の鼓吹のことによって、連邦制は湖南人の意識の中では決して見慣れないものではなかった。

第 3 節 湖南軍閥と省憲法

省憲法運動の推進者が提起したスローガンは「連省自治」であった。省憲法は「連省自治」の重要な内容であり、また省の自治を実施する憲法の拠り所ならびに保障であった。

多くの研究者は、当時、省憲法を唱導していた人々の「自治」という概念に対する理解が同じではなかったことに注目している。この概念について、陳志讓は次のように分析している。「この時期における多くの人々は『自治』という名詞を用いて、だいたい似ているが非常に異なるところのある政治目標を表していた。それは『ある省がある省自身の事を管理する』——湖南人は湖南を治め、四川人は四川人を治めることであると解釈することができた。言うところの湖南人、四川人が指しているのは湖南または四川の軍政リーダー、つまりその軍—紳政権であった。それはまた『人民が自分で自分の事を管理する』——郷から、県、区、省にいたるまで、徹底的に民主政治を実施し、みんなの受け入れた憲法に基づいて、行政職員を選挙することであるととも解釈できた。1920年から1924年にかけて、第一の意味の『自治』を唱導していた軍政リーダーは、第二の意味を唱導していた人々をはるかに超えていた」⁽³⁷⁾。

(37) 陳志讓『軍紳政権——近代中国的軍閥時期』（三聯書店香港支店、1979年8月第一版）62頁。

なぜ最初に湖南が連省自治を提起したかということについては、戦争による破壊の憂き目をみたという要素のほかに、人々は次のようないくつかの要素に注目している。第一に、湖南省は南北双方のいかなる方面の全面的統治も受けていない省である。第二に、省憲法を制定することを通じて、地方軍閥に民意の基盤を与えることができ⁽³⁸⁾、それを以て南北政府の攻撃に抵抗することを望んだ。第三に、省憲法運動を通じて自治を達成し、軍閥自己の経済的利益を保障することができる。たとえば、鄒小孟の論文は、湖南省西部は雲南・貴州のアヘンを長沙、漢口、上海へ中継輸送する通り道であり、独立を宣言することで、この道路におけるアヘン・たばこ税を支配したがると指摘している⁽³⁹⁾。

1920年6月、譚延闓は長沙に戻ったが、譚はもともと自治に対して反対の姿勢をとっており、それは彼が南北双方の圧力を心配していたためだった⁽⁴⁰⁾。しかし、省内では自治を要求し、省憲法を制定しようという呼び声が日増しに高まり、彼も注意を払わざるを得なかった。譚延闓は当初はべつに自発的に自治を提起するつもりではなかったが、内心ではやはり自治を行いたいと思っていた。同年7月、彼は自治の通電を発した。その電文は湖南省国民党員周道腴が代わりに草した⁽⁴¹⁾。そうではあっても、電

(38) 当時の南北政府、軍閥はともに立憲、護憲によって自己の合法性を証明したい。湖南軍閥の譚延闓、趙恒惕はいずれも湖南人で、かつて辛亥革命に参加した。譚は二度にわたり北洋軍閥の勢力によって湖南を追い出され上海を流浪した。趙は同盟会会員で、二次革命後、さらに袁世凱の牢に入れられた。釈放後、湖南護国軍を統率した。進歩的イメージがある。

(39) 鄒氏は、「1920年前後、雲南・広西及びその他の多種多様な軍隊は、ずっと道路におけるアヘン税を脅し取っていた。さらに、湖南の米、茶、桐油、薬材、鉱産物の大半は漢口に運ばれて、上海または北方に転売され、湖南が必要とするカナキン、キャラコ、石油等も漢口から長沙に運ばれていた。そのため、連省自治という名目を利用すれば、湖南軍閥は外来軍隊や雑軍を追い払い、これらの財源をがっちりと掌握することができた」と述べている。鄒前掲論文67頁。

(40) 王無為『湖南自治運動史』（泰東図書局、1920年12月）5頁。

(41) 同上。

文はある程度、湖南軍閥の考え方を反映していた。たとえば、電文中には注意を払うに値する次のようないくつかの点がある。第一に、湖南軍閥は袁世凱及び北洋軍閥の「強幹弱枝」という政策について不満であった。第二に、連邦制を目標として自治を実施することにはっきりと賛成している。第三に、民治を実施し、省長を民選し、地方政府を打ち立てることを提起している⁽⁴²⁾。

(42) 譚延闓の通電電文は次のとおり：民国になって九年間、内戦は止むことがなく、毎日国家の平和が言われているが、戦禍は日々拡大の様相を呈し、平和から日々遠ざかっている。禍根を究めてみれば、すべては国政をつかさどる武人官僚が、清朝及び袁世凱の強幹弱枝政策を踏襲し、無理に中央によって地方を支配しているためである。そもそも我が中国の土地の広さ、人民の多さは、ほぼ全欧州に等しく、北米の数倍である。中央の極めて簡単な機構、極めて少数の人材によって、極めて広大な各省を管理しようとすれば、情勢に制約され、どんな政治も行いがたいことは、理の当然である。九年の間、たとえ君主制の発生、約法の破壊、国会の解散といった事はなかったにしても、中央によって地方の情勢を制圧するというやり方で論ずることもまた、当然ながら激しい戦争を引き起こす。そもそも民国の実際は、純粋に民治の実施にある。民治の実際は、とりわけ各省人民が地方政府を組織し、地方自治を施行することになり、しかるのちに権限が分けられ事が行われれば、平和が進展し、治安が期待できるようになる。袁氏は、清朝の督撫制の残した害毒を帯びていることをつぶさに見ず、將軍巡按という名目を以て、専制断行の道具とすべく改めた。段氏は徒党を組んで私利をはかり、前よりいっそう悪くなり、さらに督軍が一団となって乱を企てるという不測の災をかもした。ここ何年も、中外の有識の士が、奔走しスローガンを叫び、軍閥打倒、民治重視は、すでに世論となっている。また、督軍廃止の風潮は、とくに一般の人々の賛同するところである。延闓は督軍制が絶対に廃止すべきであることは、今日ではもう問題にならないと考えるが、しかし、その名を廃して、その実を残し、あるいはそのために、例えば巡閱使・軍区長の類のように、その権限をより拡大すれば、一つの省を監督する軍を捨て、複数の省を監督する軍を取ることであり、弊害が必ずさらに増すので、私の気持ちとしてはまことに同調しがたい。私は、我々にいやすくも根本的な救国の決心があるならば、各省人民が地方政府を打ち立てることこそを以て、民治の確実な方法とすべきであると考え。近年、国内の明達之士は、国家の組織について、あるいは連邦合衆制度を主張し、あるいは地方分権制度を主張してきた。すなわちこれより以前には中央集権説を主張していた者も、数年来の内乱を引き起こしてきた種であることを認め、意見を犠牲にし、地方分治を賛成した。国会が北京、広東で憲法を制定し、とくに地方制

電報が発表された後、北京・天津にいた湖南の有力者熊希齡、範源廉⁽⁴³⁾等はただちに返電してこれに応じ、「自ら決するという精神に基づ

度を加えることを第一に重要な問題としている。広州国会は、昨年、憲法を制定し、地方制度について非常に詳しく討議し、まだ公布はしていないが、民意の向かうところは、ほぼすでに定まっている。湖南人は民国を創設するために、極めて重くかつ大きな犠牲を払い、これまでの蜂起のたびに、かたく正義を保ち、共和を守ることがを望み、また湯薌銘、張敬堯らの湖南省人民に対する扱いが異邦の異人種と異なるところがなかったため、湖南省人民は張・湯を駆逐し、またこのような状態に戻した。湯・張に自らその故郷を治めさせれば、その故郷の人々に対する扱い方と彼らの湖南人に対する扱いは、必ずこうではないはずだ。この二つの相容れない点を見れば、各省の自治は我が国民の共通の心理であること、すなわち今日の安徽・直隸の戦争、雲南・四川・広東・広西の戦争によって、実はすべて根本的に各省の地方意識を以て連絡し合い、呼びかけ合っているのだということを知るのに十分である。その他の救国救民の言論は、表面的な旗印、第二の主張である。湖南人がこのたび兵を用いたのは、純粹に湖南人が湖南省を救い、湖南人が湖南省を治めるという全員一致の決心に基づくものである。張を追ひ払うについては悪を除くという熱誠があったものの、根本的にいえば三千万の人民が苦勞をなめ尽くし、教訓を受け、その自覚を持っていたためである。閩と全人民は、長いあいだ戦争に遭い、つぶさに辛苦をなめたが、故郷の末永い平安という謀を為そうとするならば、根本的な建設の計画がなければならない。そこで湖南省人民の多数意思に基づき、国会の討議した地方制度を参考にして、省長民選及び参事制を採用し、それぞれ暫定条例を制定し、公布・実施することを決定し、湖南にいる人々は努めて善後策をはかるが、湖南省の政治を湖南省全人民に公にしなければ、はやく傷を治し、速やかに元気を回復することはできないと考える。思うに、国民の共通心理は、必ずや期せずして一致し、国法を擁護する我が各省が、一致して先を争い、この行動を実行することを望んでいるだろう。そうすれば一切の紛争は止むことができ、永遠の平和が期待できる。ああ、国家が危うい！人民が苦しんでいる！武力による統一併合の策は、ひどきもまたすでに明らかである。自分の省を天の寵児のごとくみなし、他の省を植民地のごとくみなし、中央を地の帝・天上人のごとくみなし、各省を侍従・家来のごとくみなす。このような誤った考え、迂遠な夢は、再三誤りを犯しており、いやしくも国を愛する真心があるならば、根本的自覚を持たなければならない。閩の艱難の余生は、国家のため、湖南省のため、常に深くおじけ恐れ、苦しみの過ぎたあとにその苦しみを思い出して教訓をくみとっており、これより以前にいい加減に妥協してきた考えを再び踏襲して、湖南省を誤らせ、国家を誤らせる勇氣はまったくないので、榮達⁽⁴⁴⁾の諸公が、常にご指導下さり、これに従わしめることを希望する。謹んで衷情を述べ、教えを賜ることを切に願ひする。延闍。王無為、前

き、直接我が省が根本法を制定し、その成立手続きは、省教育会、商業会議所の連合動議により、多数の人々の共同署名を集め、代表を選出し、省自治法を立案し、さらに欧米各国の先例に照らし、全省各県人民の全体投票に付して表決する」ことを主張した⁽⁴⁴⁾。同年 8 月、熊は梁啓超に『湖南省自治法起草大綱』、『湖南省自治根本法』を譚のために代わりに起草してくれるよう頼み、「以て採用に備えた」⁽⁴⁵⁾。さらに譚に迅速に推進すれば、実現が期待でき、北京の「奸悪な権力者に一手に握られる」ことにならず、「湖南は南北の戦場となることも免れることができる」⁽⁴⁶⁾と告げた。

同年11月、譚は再び通電を発して連省自治を主張した。この後、湖南内部では趙恒惕と程潜、譚延闓の間にうちわもめが発生し、譚は湖南を去り、趙が湖南軍総司令官を引き継いだ。彼は省憲法の制定について非常に熱心だった。1920年12月下旬、趙は通電を発し、「湖南省の地は要衝に当たり、しばしば災難に遭ってきたが、……今や軍民二つの政治に分け、臨時省長を民選し、急いで省自治法を制定する。もしもすべての省が自治するならば、地方には各自の発展の可能性がある。もしも省が互いに結びつけば、国を挙げて助け合い共に進むという考えが生まれる」⁽⁴⁷⁾と述べた。

したがって、本質的に言えば、軍閥が主張していた連省自治と学者たちが唱導していた連省自治の思潮は異なるものであったが、両者にはまた複雑で入り組んだ関係があった。この時期、西南各省に割拠していた軍閥は連省自治は割拠状態を維持する最良の理論的ならびに法律的な口実であると考えていた。そこで彼らは連省自治を以て、北洋政府の「武力統一」に

掲書21-22頁。

(43) 1876—1927, 日本留学。1905年清華大学学長, 清政府学部主事, 1912年南京臨時政府教育部次長, 1916年7月段祺瑞内閣教育総長, 1920年—1921年徐内閣教育総長歴任。

(44) 張朋園, 前掲書388頁。

(45) 周秋光編『熊希齡集』下巻(湖南出版社, 1996年11月)1365~1374頁。張朋園『梁啓超与民国政治』239~241頁参照。

(46) 前掲『湖南省の最近百年の大事件記述』412頁。

(47) 前掲書427頁。

対抗した。一方、学者たちが唱導していた連省自治は、一種の憲政思潮として、その主要目的は省憲法及び省自治を通じて、軍閥の割拠をなくし、最終的に国家の統一を実現することであった。

1921年3月、趙恒惕はさらに省憲法の問題について梁啓超宛に書簡を届けさせて教えを請い、指導を受けることを望んだ⁽⁴⁸⁾。同年8月、彼は「趙恒惕に代わっての連省會議發起宣言」を起草し、その中で次の四つの主張を提示した。第一に、各省は同時に憲法を制定する。第二に、武昌または南京において連省會議を招集する。第三に、これ以前の一切の法律を有効とすることを認めない。第四に、南北両政府はともに非合法の統治者であることを宣する。この宣言は、連省自治はこれからのち時局を解決する唯一の方法であることを強調した⁽⁴⁹⁾。

1924年、国民党の改組後、南方の政治情勢には極めて大きな変化が生じた。同年の直隸・奉天第二次戦争の後、北方の政治情勢にも非常に大きな変化が起きた。趙恒惕は南北の圧力により省憲を取りやめたのであり、その後、連省自治の主張はしだいに弱まっていった。

第2章 連邦主義運動における湖南省憲法

本章は、湖南省憲法は中国の連邦主義運動の一部分であり、中国の連邦主義運動の成果であると考え。したがって、必ず中国の連邦主義運動全体から湖南省憲法を理解し、とらえなければならない⁽⁵⁰⁾。

湖南省憲法の大きな環境から考察すると、当時は注目に値するいくつかの傾向があった。第一に、清末以来、中国には一貫して連邦主義の思想が

(48) 丁文江等編集『梁啓超年譜長編』（上海人民出版社、1983年）930頁。

(49) 孟祥才『梁啓超伝』（北京出版社、1980年）272頁。

(50) 劉迪の以下の論文を参照されたい。「中国の連邦主義思想と運動」早稲田大学比較法研究所発行『比較法学』33巻2号。「孫文の連邦主義思想」（上）早稲田大学院法学研究科発行『法研論集』92号。「孫文の連邦主義思想」（下）前注『法研論集』93号。「戴季陶の連邦主義思想」前注『法研論集』94号。

存在し、多くの啓蒙学者、憲法学者が連邦制の主張を発表しており、連邦主義思想の伏流が存在していた。第二に、湖南省憲法以外に、近代中国の立憲史には、例えば臨時組織大綱、曹錕憲法、太原憲法草案等といった、連邦憲法の影響が終始存在していた。第三に、湖南省憲法は多くの省の省憲法制定への熱意を勝ち取り、次々と省憲法の制定または省憲法制定の研究が宣言された。

第 1 節 中国の憲法における連邦主義の影響

中国では、湖南省憲法運動の前にも後にも、連邦主義思想が各種の憲法に影響を及ぼした。これが湖南省憲法誕生の大きな背景であった。例えば、辛亥革命で山東が独立を宣言したとき、諮議局⁽⁵¹⁾は清朝政府に条件を提起したが、それには「憲法には中国の国家権力の構成形式が連邦であることを明記すべきである。地方官吏制度、地方税はいずれも本省がみずから定め、政府は干渉してはならない。諮議局規程がすなわち本省の憲法であり、これは自由に改定することができる。本省は練兵防衛の自由を有する」とある。江蘇の都督程德全らが、公に推挙された各省の代表が上海に集まって協議するよう提議した電文の中でも、「アメリカ合衆国の制度はわが国の将来の手本とすべきだ」と述べている。「臨時政府組織大綱」は各省代表が制定する、臨時総統の選挙においては一省一票に限る、などいずれも連邦制としての性質を反映している⁽⁵²⁾。

また、連省自治運動とともに、これと並行してさらに「国是運動」が存在した。この運動も連邦を目標とするものだった。違いは、連省自治運動は各省の地方実力者に依拠しており、「国是会議」運動の参加者には多くの著名な実業家が含まれている点だった。彼らの国是解決の方法は、全国

(51) 1908年に清政府が設立した「各省の世論を収集する場」であり、諮議局の議員は選挙によって選ぶ。

(52) 謝振民編著『中華民国立法史』（中国政法大学出版社、1999年版）153頁参照。張晋藩責任編集『中国法制通史』9巻（法律出版社、1999年版）、348頁～357頁参照。

的な国是會議を開催することによって連邦制の全国憲法を制定し、「先ず国家憲法、次に省憲法」のステップを踏むというもので、連省派の「先ず省憲法、次に国家憲法」というものとは違っていた⁽⁵³⁾。1922年5月7日、全国の商工界、教育界等八つの団体が上海で「国是會議」を開催した。會議は憲法起草委員會を組織し、一部連邦制の憲法草案を起草した。この憲法草案は、当時の「憲法制定救国論」と連省自治派の憲法要求を代表するもので、連邦制の憲法草案だった。

中華民國の連邦運動史において、国是會議の結果は重要な意義を持っている。参会者の討議に基づき、張君勱が筆を執って「国是會議憲法草案」（甲、乙二種類に分かれる）を書き上げた。二つとも連邦制憲法であり、第一章第一条で、中華民國は連省共和国であると明確に規定している。国の権限と省の権限の区分については、ほぼカナダ連邦憲法を模して、別々に列举する方法をとっており、国権27項、省権15項となっている。これにより省権は憲法に保障され、中央政府が地方権力を侵害するのを防いでいる。このほかさらにきわめて特殊な一項の規定があり、中央政權に異変が生じ民国の国体に影響を及ぼした場合、各省は単独で、あるいは他の各省と連合して独立を宣言することができ、また対策を講じて憲法上の組織が

(53) 国是會議は上海で始まった。1921年10月5日、産業界団体「全国商業會議所連合会」が上海で開かれた。同月17日、「全国教育會連合会」が加わって、合同會議が行われ、兩大型団体に共通して関連する問題を討議した。會議の期間中、誰かが「大きな組織がなければ、国是を解決するには不十分だ」と言い出し、會議の規模を拡大し、會議のテーマを二つの会の権益にかかわる問題だけでなく、全国の国是について討議するべく変更するよう主張した。そこで、商業會議所連合会と教育會連合会が共同で発起し、各省議會、商業會議所、教育會、農民組合、労働組合、銀行労働組合、弁護士労働組合、胞姐連合会等団体の同意を広く求めて、上海で「全国八団体国是會議」を招集することを取り決めた。黄培炎を主任とする国是會議準備委員會の7か月にわたる準備を経て、1922年5月7日、八団体国是會議が上海全商業會議所において開幕し、出席者は14省区からやって来た35名の代表であった。徐茅『民国時期政治制度史』（上海人民出版社、1992）443頁以下参照されたい。他に「八団体国是會議開幕記」申報、1922—5—8 参照。

回復し原状に復した場合、各省の独立状態は直ちに終結しなければならない、としている⁽⁵⁴⁾。これは辛亥革命以来何度も国体の変革が生じた教訓を総括して定めたもので、類似事件の再発を防ぐ目的に適っている。

国是会議の憲法草案は、直隸系軍閥が再び北京に旧国会を回復して改めて憲法について論議するようにしたため粗略に扱われたが、その内容の一部は後に大總統曹錕の名で発布した『中華民國憲法（1923年憲法）』の中で重んじられている。この『中華民國憲法』は、中央と地方との関係の面では、基本的に国是会議の憲法草案の内容を取り入れている。その意義から言えば、この『中華民國憲法』は連邦制の憲法であり、これを、「実際には憲法の形で省憲法と連省自治の合憲性を肯定するものだ」と見なす人もいる⁽⁵⁵⁾。しかし、この憲法は選挙で買収を働いた総統曹錕が発布したものであったため、却って連省自治を唱える学者や西南各省の承認を得られなかった。

第一次直隸・奉天戦争⁽⁵⁶⁾終結後、呉佩孚が武力統一政策を推し進めたため、連省自治の勢いが高まった。曹錕、呉佩孚は法的正統性（旧国会および民国元年の臨時約法を指す）の回復を掲げて、総統の徐世昌に降板を迫り、黎元洪が大總統の任を継いだ。趙恒惕は通電を発表し黎元洪の総統復帰を承認すると表明したが、中国に連邦制国家を建設することにはあくまでこだわり、「時勢の要求に応じた百年の大計の樹立は、先ず国家憲法を完成したうえ各省に自由に憲法を制定する権利を与える、あるいは国家憲法に省憲法大綱を組み入れる、ということにかかっている」と述べた。趙はさらに「曹・呉と国是を論ずる書」を発表し、連邦制の意義と役割を繰り返し説明し、各省の連合会議を招集して国家の大計を論議する必要性を

(54) 潘樹藩、前掲書106頁。

(55) 殷嘯虎『近代中国憲政史』（上海人民出版社、1997年11月）206頁。

(56) 1922年、奉天系的首領張作霖の支持する政客梁士詒が北洋政府総理に就き、直隸軍閥の利益に影響を与えた。同年4月、奉天系は出兵して直隸を進攻し、5月に奉天系が敗退。6月、双方は山海関を境界として停戦協定を結んだ。直隸は北京の中央政権を支配した。

強調した⁽⁵⁷⁾。

旧国会の再開と黎元洪の復帰の後、連省自治について特に反対はなく、国会議長王家襄は趙恒惕に宛てた電報で趙の意見に対し支持を表明している。後に国会の憲法審議会で採択された決議では、「各省は国家憲法に抵触しない範囲においてみずから憲法を定めることができ、地方制度の規程において省憲法に関する各原則を規定しなければならない」⁽⁵⁸⁾としている。黎元洪はまた地方自治を尊重するよう命令を下したうえ、「国会は将来憲法を制定し、中央と各省のすべての権限は、必ず内外の情勢を知り、偏りの弊害をなくすことのできるものとする」⁽⁵⁹⁾と述べた。

当時、北京の方にも「修正憲法草案請願団」が設立され、『天壇憲法』草案を修正し、中央と地方の事を処理する権限を分け、一種の連邦制の憲法とするよう主張した。このように、言論界では連省自治の思潮が高まりを見せた。だが、呉佩孚は武力統一を主張し、さらに蔡元培に宛てた電報の中で「四川・湖南は自治の旗印を借りて中山に対抗したが、中山は下野し、これはもとより既に存在しない、……」と言っている。彼は連省自治を「横暴な権力者が割拠し、各部落がみずからを尊び、分権の説にこじつけて、みずからの混乱を覆い隠すものだ」と考え、連省自治に強く反対した⁽⁶⁰⁾。

上記の民間運動におけるものを除き、20年代以後中国の制定したいくつかの憲法にはいずれも連邦制の印が見られる。例えば曹錕の憲法と1947年に公布された『中華民国憲法』には共通の特徴がある。すなわちどちらも、省が立法したうえ執行する、あるいは県に執行の権限を付与する、としている。この二つの憲法はどちらも省の「固有権」を挙げており、連邦の色彩を帯びている。これは当時の連邦主義思潮および外国の連邦憲法の

(57) 王世傑、銭瑞昇『比較憲法』（中国政法大学、1997年12月）382頁。

(58) 鄭永福「『聯治』思潮与軍閥『連省自治』的評價分析」『史学月刊』1985年3号59頁より引用。

(59) 同上。

(60) 同上。

影響と関連がある⁽⁶¹⁾。

(61) 二つの法律が注意に値する。

1. 『中華民国憲法（曹錕憲法）』（1923年10月10日）。曹錕憲法は三つの段階に分けて、中央及び地方の権限について具体的列挙を行っている。

第一段階：国家が立法し、かつ執行する15項目の権限。(1)外交(2)国防(3)国籍法(4)刑事、民事及び商事の法律(5)監獄制度(6)度量衡(7)貨幣制度及び国立銀行(8)関税、塩税、印紙税、たばこ・酒税、その他消費税及び全国の税率を一律にすべき租税(9)郵政、電報及び航空(10)国有鉄道及び国道(11)国有財産(12)国債(13)専売及び特別許可(14)国家文武官吏の選考、任用、糾察及び保障(15)その他本憲法にしたがって定められた国家に属する事項。

第二段階：国家が立法し、かつ執行し、または地方に執行を命ずる13項目の権限。

(1)農・工・鉱業及び森林(2)学制(3)銀行及び取引所制度(4)海運行政及び沿海漁業(5)二省以上の水利及び河道(6)市制通則(7)公共徴収(8)全国戸籍調査及び統計(9)移民及び開拓(10)警察制度(11)公共衛生(12)救恤及び遊民管理(13)文化関連の古書、古物ならびに古跡の保存。

上に挙げた各条項について、省は国家の法律に抵触しない範囲内で、単行法を制定することができる。本条に挙げた第(1)、第(4)、第(10)、第(11)、第(12)、第(13)の各項については、国家が立法しないうちは、省はその立法権を行使することができる。

第三段階：省が立法し、かつ執行し、または県に執行を命ずる11項目の権限：(1)省の教育、実業及び交通(2)省財産の経営・処分(4)省市政(5)省の水利及び工事(6)田租、不動産登録税及びその他の省税(7)省銀行(8)省警察及び保安事項(9)省の慈善及び公益事項(10)下級自治(11)その他国家の法律にしたがって賦与される事項。

前項の定める条項で、二省以上に関連するものは、法律に別に定めがある場合を除き、共同で処理することができる。その経費が足りないときは、国会の議決を経て、国庫がこれを補助する。

2. 『中華民国憲法（1947年元旦公布）』

この法律は四つの段階に分けて、中央及び地方の権限について具体的列挙を行っている。

第一段階：中央が立法し、かつ執行する13項目の権限：(1)外交(2)国防及び国防軍事(3)国籍法(4)司法制度(5)航空、国道、国有鉄道、海運行政、郵政及び電力行政(6)中央財政及び国税(7)国税と省税、県税の区別(8)国営経済事業(9)貨幣制度及び国家銀行(10)度量衡(11)国際貿易政策(12)外交関連の財政経済事項(13)その他本憲法にしたがって定められた中央に関する事項。

第二段階：中央が立法し、かつ執行し、または省・県に執行を任せる20項目の権限：(1)省・県自治通則(2)行政区画(3)森林、工・鉱業及び商業(4)教育制度(5)

『太原拡大会議約法草案』も中央と地方の権限を具体的に列挙しているが、地方には立法権がなく、執行するまたは委任されて執行する権限しかない。この憲法草案もある程度連邦主義の色彩を帯びている⁽⁶²⁾。

銀行及び取引所制度(6)船舶運輸事業及び海洋漁業(7)公共事業(8)共同事業(9)二省以上の水陸交通運輸(10)二省以上の水利、河道及び農牧事業(11)中央及び地方官吏の選考、任用、糾察及び保障(12)土地法(13)労働法及びその他の社会立法(14)公共徴収(15)全国戸籍調査及び統計(16)移民及び開拓(17)警察制度(18)公共衛生(19)罹災者救済、補償及び失業救済(20)文化関連の古書、古物及び古跡の保存。

第三段階：省が立法し、かつ執行し、または県に執行を任せる12項目の権限：(1)省の教育、衛生、実業及び交通(2)省財産の経営及び処分(3)省市政(4)省公営事業(5)省共同事業(6)省の農林、水利、漁牧業及び工事(7)省財政及び省税(8)省債(9)省銀行(10)省警察行政の実施(11)省の慈善及び公益事項(12)その他国家の法律にしたがって賦与される事項。前項の各条項で、二省以上に関連するものは、法律に別に定めがある場合を除き、関連各省が共同で処理してよい。各省が第1項の各箇条事務を処理するにあたり、その経費が足りないときは、立法院の議決を経て、国庫がこれを補助する。

第四段階：県が立法し、かつ執行する11項目の権限：(1)県の教育、衛生、実業及び交通(2)県財産の経営及び処分(3)県公営事業(4)県共同事業(5)県の農林、水利、漁業及び工事(6)県財政及び県税(7)県債(8)県銀行(9)県警備の実施(10)県の慈善及び公益事項(11)その他国家の法律及び省自治法にしたがって賦与される事項。前項で二県以上に関連するものは、法律に別に定めがある場合を除き、関連各省が共同で処理してよい。（曹錕憲法）第22条、第23条、第24条、第25条；第55条、第56条；『中華民國憲法』第107条、第108条、第109条、第110条。

(62) 『太原拡大会議約法草案』（中華民國約法草案）（1930年10月27日公布）

この草案は二つの段階に分けて、中央及び地方の権限について具体的列挙を行っている。

第一段階：國家が立法し、かつ執行する17項目の権限：(1)外交(2)国防(3)國籍(4)度量衡の製造及び検査(5)貨幣制度及び國家銀行(6)關稅、塩稅、印紙稅、たばこ・酒稅及びその他奢侈品稅。本箇条に挙げた各稅の稅率は公平一律を以て基準としなければならない、特定の地方または人民に対して特別に輕減・免除し、または重く課してはならない(7)國營實業(8)郵政電報(9)國有鐵道及び國道(10)國有財産の経営及び処分(11)國債の募集及び償還(12)國家專賣實業及び專賣の特別許可(13)發明の認可及びその專賣特許の特別許可(14)稅關衛生及び領海内の水上公安(15)國家文武官吏の選考、任用、試験及び保障(16)省以下の地方行政の監督(17)その本約法にしたがって定められた國家に属する事項

第二段階：國家が立法し、かつ執行し、または地方に執行を委任する15項目の権限：(1)教育(2)刑事、民事、商事の法律(3)監獄(4)農工労働及びその保護に関

第2節 全国各地の省憲法運動と湖南

湖南省憲法運動は全国の省憲法運動の一部である。当時人々の構想した連省自治実行の手順は、先ず各省が中央から離脱して自治を実行する、次のステップとして各自治省が共に連合して連省政府を組織する、というものであった。連省自治の理想はほぼ次の二つに分けられる。(一)各省がみずから憲法（または省自治法と称する）を制定し、省憲法に従ってみずから省政府を組織し、その省を統治する。(二)各省が代表を選抜派遣し、連省会議を組織して一種の省連合憲法を制定し、国家統一を完成する。そしてその最終目的は中国の全組織を連邦制として確定することにある。これが省憲法運動の理論的基礎であった。

湖南省憲法運動の影響を受け、1921年1月8日、四川陸軍第二軍長劉湘らは次のように公布した。「ここ数カ月来、各機関、各公認政治団体は自治を要求してきている。全省各軍将官も先月10日、重慶での会議において四川省人民の総意により、省自治基本法を制定し、すべての政治的権限を行使することを決議した。また南北のいかなる側に対しても、どちらか一方に加勢することはしない。永久に他省の軍隊が本省領内に侵入することを許さず、必ず民心に順応し、人民の参政を実現させるよう図るものである」2月21日、劉はまた同文電報を發して、中国に合法的統一政府が成立するまで四川省は完全に自治を行なう、と宣言した。内部では地方の基礎を固め、対外的には国家統一を促した。1923年1月には四川省憲法起草委員会が成立し、さらに数カ月を経て省憲法草案が完成したが、議決、発布、施行には至らなかった⁽⁶³⁾。

する法律(5)鉄道及び道路の監理(6)二省以上の水利及び河道(7)航空、航海及び内河航行(8)沿海漁業(9)戸籍の調査及び統計(10)移民及び辺境の充実(11)銀行及び取引所の監理(12)公共徴収(13)公共衛生(14)保険制度(15)文化関連の古跡、古書及び古物の保存。以上の各箇条を国家が地方に委任して執行させるとき、地方は国家の法律に抵触しない範囲内で、単行法規を制定することができ、または国家が立法するまでの間も、地方は単行法規を制定することができる。

1921年6月4日、浙江省都督盧永祥は通電をもって省憲法の制定を宣言し、6月16日には浙江省憲法起草委員会が成立、省憲法の起草に着手した。草案制定後、浙江省憲法会議の決議を経、9月9日に発布された。日付から「九九憲法」と呼ばれたが実施されるに至らなかった。1922年、浙江省議會は当該憲法が全省人民の投票により公に定められていないことを理由に、再度省民みずからが憲法草案を出すこと、その中で「九九憲法」も草案の一つとすること、を提議した。省憲法審査会が各草案をそれぞれ審査した結果さらに三種類に分け、赤、黄、白の三色で区別するので、『三色憲法草案』と名付け、原計画では1923年8月1日に公民投票に付すると決定されたが、その期日になっても実施されなかった⁽⁶⁴⁾。

広東省議會も1921年12月19日に省憲法を採択し、省政府機関に移管した。1925年1月13日、福建省議會も省憲法を公布したが、同省軍民長官は同憲法を公然と否認した。このほか、雲南、広西、貴州、陝西、江蘇、江西、湖北、奉天等各省でも、当局が省憲法の制定を宣言したり、人民が積極的に憲法制定を推進するなどした。

他方、各省が各自に省憲法を制定すると同時に、横断型の省憲法運動も出現した。例えば1920年、江蘇、湖北の在北京公民が自治連合会を組織したが、これには河南、山東、甘肅、江西、福建、広東、安徽、山西、広西等各省の人士が前後して加わった。1920年11月6日、各省代表は北京で設立大会を開催した。同年11月17日、奉天省議會は各省代表34名を上海に招いて集会を開き、共同で省自治法を制定した。1921年8月11日、湖南總司令の趙恒惕は各省に通電し、漢口またはその他の、南北代表が共に賛同する地点において全国国民大会を開催することを主張した。その目的は、各省の省憲法の草案を定め、省憲法制定の後は米国の例に倣って中華民国憲法を制定することにあった⁽⁶⁵⁾。

(63) 謝振民、前掲書（上）154～155頁。

(64) 同上155頁。

(65) 同上。

第 3 章 湖南省憲法立法の過程

第 1 節 立法草案の作成

1920年夏、張敬堯が湖南から駆逐され、譚延闓が湖南の政治の主となった。このとき直隸、安徽、奉天、山東等各系統の北洋軍閥と貴州、広西等の西南軍閥の軍隊はすべて湖南から撤退した。多年來で湖南に初めて外来軍がいなくなった。同時に直隸・安徽戦争が勃発し、広東・広西戦争も大戦前夜に当たっていた。この時期、南北双方のいずれも湖南に対し干渉する力はなかった。人々はこれを湖南の自治にとって大きな好機だと考えた。

この年3月、上海に居留する湖南出身者彭璜が湖南改造促進会を発起し、毛沢東の起草した『曾毅への湖南改造促進会の返書』の中で「湖南人自決主義」を公然と主張し、これに敵対するすべての勢力はどれも湖南から出て行くべきで、「湖南人が落ち着いてその本質を発展させ、その文明を創造させることができるようにすること」を要求した⁽⁶⁶⁾。まさにこうした情勢の下、譚延闓は1920年7月23日になってやっと全国に通電し、湖南の自治を宣言した。1920年9月13日、譚は個人の名で第一回自治会議を招集した。出席者は曾継梧、彭兆茫、栗戡時、仇鼈、易宗燮、貝允忻等、本省の名士三十名余りで、省政府と省議会がそれぞれ10名ずつ人を出し湖南自治法を制定するよう提議した。9月下旬にはまた、省議会が先ずはじめに『憲法會議組織法』を制定し、次いでこの組織法に基づき憲法制定会議を招集し、合同で省憲法を起草し、全省人民の表決に付す、ということを決めた⁽⁶⁷⁾。

(66) 中共中央文獻研究室、中共湖南省委員会毛沢東早期文稿編集小組編『毛沢東早期文稿』（湖南出版社、1990年7月第1版）489頁。

(67) 王無為、前掲書23—24頁。

省憲法制定運動において、大多数の人民は民主的な、軍閥支配に反対する省憲法と自治を要求した。譚延闓、趙恒惕の側は省憲法と自治により、みずからの権力と地位を強固なものとし、一方を分割占拠する法的事実を作り出すことを企図していた。当然そうしたやり方は各界人民の反対に遭った⁽⁶⁸⁾。

当時の民衆の立憲要求から見ると、それはおおよそ以下のような、いくつかの面を持っていた。第一に、他郷に居留する湖南籍の人士が産業の発展に適合する民主的憲法の制定を希望した。彼らは職業自治を要求した。すなわち自治とは「職業主義の原理を十分に応用」し、「十分に職業団体と共に政務の集会に参加」すべきものだとしたのである⁽⁶⁹⁾。彼らは「職業による全民政治」を主張し、このようにすれば、代表が代表していないという代議制政治における弊害を除けると考えた⁽⁷⁰⁾。この意見はさらに過酷で雑多な税の廃止も望むものだった。第二に、知識人は省憲法の制定を希望した。彼らは議会制度、直接選挙、普通選挙制の導入を主張した⁽⁷¹⁾。第三に、より急進的な人は「湖南のことは湖南の全人民の自決によるべきだ」と主張した⁽⁷²⁾。この意見がより重視したのは自治の事実であった。

(68) 1920年10月5、6日、長沙大公報は377名が連名で出した「『湖南革命政府』により『湖南人民憲法會議』を開催し『湖南憲法』を制定して『新湖南』を建設する提議」を掲載した。10月10日、長沙で1万人近い人々が雨を突いて行進し請願活動を行ない、「速やかに地方自治を行なわねば、完全な自治は望むべくもない」と、2カ月以内に人民憲法會議を招集し、5カ月以内に憲法制定を完成するよう要求した。北京、天津に居留する湖南の有力者熊希齡、範源濂等も、省自治を実行したうえでの省連合による立国を主張した。楊金鑫『青年毛沢東与近代湖湘文化』（湖南師範大学、1998年10月）235—236頁。王無為、前掲書68—98頁。

(69) 武育幹「連省自治与職業主義」『太平洋』3巻第7号。

(70) 楊瑞六「対湖南自治の希望」、『太平洋』3巻第9号。

(71) 「湖南人民自決宣言」『天問』16号、1920年5月16日。伍新福等責任編集『湖南通史』（湖南出版社、1994年12月第1版）、65頁から引用。

(72) 同上。

世上の議論には憲法制定委員の選出方式に対し種々の異なる意見があり、とりわけ旧省議会の定めた『憲法會議組織法』が受け入れられなかったため、譚は10月20日、再度各公認政治団体代表を招集して會議を開き、各界に代表を推薦し憲法を起草するよう求めた。ほどなくして譚は下野し、趙恒惕が総司令の任を継ぎ、林支宇が省長の任を継いだ（まもなく林は省長の職を辞し、趙が省長を兼任した）。林は就任後決定を下し、省政府が、専門家の学識および経験のある専門家を直接招聘し、憲法起草委員会を組織して憲法起草に責任を負う、草案完成後、湖南各県人民の選出した代表で審査委員会を組織し、草案を審査したうえ指導勧告して修正を行なう、審査委員会が審査、修正した後、全省人民の投票による全体の決定に委ねる、とした。

1920年12月11日、省政府は正式に憲法制定準備処を設立し、「湖南省自治根本法制定籌備処」とした。1921年4月、「湖南省憲法制定籌備処」と改称、主任3名を置いた⁽⁷³⁾。

省憲法の制定準備に関し、籌備処は憲法制定を三段階に分けることとした。第一段階は起草、第二段階は審査、第三段階は採択である。第一段階において、省憲法起草委員会を組織し憲法の草案を練る。第二段階では別に憲法審査委員会を組織し、憲法草案に審査、修正を加える。第三段階で一般に公表し、人民投票に委ねる。この手順について、趙恒惕は「これが欧米、ドイツ共和国の憲法制定の手順よりも行き届いている」と述べた⁽⁷⁴⁾。

省憲法制定の手順から見て、これはきわめて民主的で、とりわけ全省人民が憲法草案について全体で決定するということは、中国の憲法制定史においても未曾有のものだった。これに関し李劍農は、準備規定の公布後すべて規程に定める手順に従って進めると語っている。1921年1月、「湖南

(73) すなわち、彭兆茫（中路主任）、もと湖南省議會議長；吳景鴻（西路主任）、もと衆議院議員；鍾才宏（南路主任）、もと衆議院議員。

(74) 『湖南自治準備週刊』、第四期（1921年4月2日）電1—2。

自治法籌備処」が正式に成立し、告示を発表して全省人民に省憲法の内容についての意見を求めた。同時に李劍農、王毓祥、王正廷、蔣百里ら13名を、湖南省憲法起草委員会の委員として招聘した。うち王正廷（国民参議院副議長）、蔣百里（元保定軍事学校校長）の両名が浙江籍であるのを除き、その他の11名はいずれも湖南籍の法学の専門家や学者だった⁽⁷⁵⁾。

1921年3月20日、起草委員会が岳麓書院において正式に開かれ、4月中旬草案が完成した。4月22日、審査委員会が談話会を開き、審査規則を制定した。このときから予備審査会が3カ月余りにわたって開かれた。途中曲折を経て、11月公民総投票を通過し、1922年元旦に発布、施行された⁽⁷⁶⁾。

省憲起草委員会委員の選出基準についていえば、「先ず学識経験、公平無私であること、政争の外にいることを重くみた」⁽⁷⁷⁾といえる。第一に、委員のうち12名が留学を経験しており（米国6名、英国、日本各3名）、第二に、委員は全員有名学府の出身者であり、そのうち博士が2名、修士が

(75) 省憲法起草委員会名簿は以下のとおり。

氏名	職務	年齢	学歴	職務
李劍農	委員兼主席	42歳	日本、イギリス留学	明德大学教授「太平洋雑誌」編集長
王毓祥	委員	34歳	アメリカ留学	南京高等師範教授 南京暨南大学商科主任
王正廷	委員	40歳	アメリカ留学	国民参議員副議長
蔣百里	委員	40歳	日本、ドイツ留学	もと保定軍校校長
彭先彝	委員	44歳	日本留学	国会衆議院全院委員会委員長
石陶均	委員	42歳	日本留学	もと湖南省市政庁庁長
向紹輯	委員	37歳	イギリス留学	漢口明德大学副校長
陳嘉勳	委員	34歳	アメリカ留学	湖南省長公署交渉股長
皮宗石	委員	34歳	イギリス留学	
黃士衡	委員	32歳	アメリカ留学	湖南高等商校教授
董繼鍵	委員	29歳	アメリカ留学	
唐徳昌	委員	33歳	アメリカ留学	
張声樹	委員	36歳	前京師大学堂	湖南公立法政学校教授

(76) 李劍農、前掲書468頁。

(77) 『湖南自治準備週刊』第9期、1～2頁。

6名おり、第三に、委員はみな壮年で平均年齢は37歳だった。また、13名の委員中11名が湖南省人であった。

また、この中には最も注目に値する人物が3人いた。第一の人物は蔣百里である。彼は著名な軍事専門家で、委員を担当した目的は、憲法の中でいかに軍事を縮小するかを規定することにあった。第二の人物は王正廷である。彼は法学博士で、『憲法芻議』の著書があり、学界では一致して最も権威ある憲法学者に推されていた。第三の人物は李劍農である。彼は省憲法運動の提唱者であり、同時に省憲法起草委員会の委員長を担当した。この13名の憲法制定委員の誕生に当たり、うち何人かは熊希齡らが推薦した⁽⁷⁸⁾。

主観から言えば、省憲法の起草に責任を負ったこれらの学者は、別に省憲法を地方軍閥の従属物にするつもりはなかった。彼らは独立して立憲活動に従事することを要求した。湖南軍政当局の方も、起草の全過程において『湖南省自治根本法制定準備規程』の規定に厳格に従い、起草活動にいかなる干渉も行なわなかった。起草会議は1921年3月20日、岳麓書院において正式に開幕した。趙恒惕は、起草期間中、彼自身一步も岳麓書院に足を踏み入れなかったと言っている。第一回会議から李劍農が主席に推された。彼らは人民の基本的権力、省政府、省議会の組織および職権、下級地方自治の推進、司法、監査、について一つ一つどれにも考察を加えた。

法律草案は一カ月の作業を経て完成し、下記のものを作成した。

- (1) 湖南省憲法草案一冊、説明書添付
- (2) 湖南省議會組織法草案一冊
- (3) 湖南省議會議員選挙法草案一冊
- (4) 湖南省省長選挙法草案一冊

(78) 熊希齡、汪貽書、範源廉、郭宗熙等が以下の各人を推薦した：丁世珍、唐德昌、林一函、潘均儒、蔣百里、蹇念益、楊瑞六、李劍農、向紹輯、王祉偉、黃士衡。一部は趙恒惕の指名による。最初の名簿には汪兆銘があつて、唐德昌がなかったが、汪は就かず唐で補充するよう改められた。『湖南自治準備週刊』第1期（1921年2月27日）参照。

(5) 湖南省法院編制法草案一冊，説明書添付

(6) 湖南省県議会議員選挙法草案一冊⁽⁷⁹⁾

この6冊の草案は1921年4月20日、李剣農により湖南自治根本法制定準備処に送られ、同処の彭，呉，鍾の三主任は直ちに通電をもって、各草案が予定通りに完成したことを報告した。

第2節 審査，省民投票による表決

直ちに審査段階に入り、5月1日、論議が始まり、熊希齡，仇鼈，劉揆一の三名が会長に選出された。熊は前の清朝湖南新政時代の指導者の一人で、民国初期に内閣総理を担当したことがあり、省憲法については極めて熱心だった。仇鼈は国會議員，劉揆一は革命の元老であった。熊は推挙を受け入れたが、湖南にもどって就任することはなかった。

4月22日から、各県の推挙した155名で審査委員会が構成された。起草委員会責任者の李剣農は、これら地方の実力者たちが審査を担当したのは元来種々の思惑のためであり、「数々の不合理な修正案を出し、原草案をばらばらに細分し、意見が百出し、一致した結論に達しなかった」と述べている⁽⁸⁰⁾。記録によれば、審査会が順当に進展しなかったのには二つの原因があった。一つは学理であり、もう一つは派閥であって、後者が主だった。審査の中で、趙恒惕派，譚延闓派，林支宇派の三派に分かれた。鍾才宏の言葉によると、譚派の委員は「省憲法の実現を見るのを望まず」「もっともらしいことをあれこれ並べ、あの手この手で邪魔をした」。このため審査は数カ月論争しても結果が出なかった。審査は本来5月20日に終了するはずだったが、紛糾して決まらず、四カ月も引き延ばされた⁽⁸¹⁾。

1921年9月9日、唐突に審査の終結が発表された。このとき湖北支援戦争が失敗し、呉佩孚の大軍が省境に迫っていたため、湖南人は外患を恐れ

(79) 『湖南自治準備週刊』第9期，文書。

(80) 李剣農，前掲書313頁。

(81) 前掲『湖南省最近百年大事件記述』428頁。

て、やっと固執する意見を収め、慌ただしく採択したのである⁽⁸²⁾。

11月1日からの投票で、湖南の有権者はこの草案を賛成18,158,875票、反対575,230票をもって採択した。同法は1922年1月1日、正式に発布された。

第4章 湖南省憲法の構成、内容

1922年1月に発布された『湖南省憲法』は中国初の省の制定した連邦制の憲法であり、計13章141条からなる。各章の内容は以下のとおりである。第1章、大綱、第2章、人民の権利と義務、第3章、省の事項処理の権限、第4章、省議会、第5章、省長および省務院、第6章、立法、第7章、行政、第8章、司法、第9章、審計院（会計検査院）、第10章、県制大綱、第11章、市郷自治大綱、第12章、本法の修正および解釈、第13章、付則。

第1節 湖南省憲法の連邦制的特徴

湖南省憲法は中国に国家の連邦憲法が制定されていない状況の下で、真っ先に制定された地域的性格の憲法であり、省憲法自体が省は連邦国家における州の地位を有すると表明しているほか、本憲法はさらに以下のいく

(82) 省憲法草案審査のさなかに、湖南軍が『湖北支援戦争』を発動した7月初め湖北において督軍王占元を追放する軍事クーデターが発生した。湖南軍総司令趙恒惕はこの機に乗じて湖北自治の支援を名目に、劉湘の四川軍と連合して湖北に大挙進攻した。さらに湖南を「連省自治」の中心にすることを企図して、湖北支援に勝利した後、長沙に三省の連省政府を組織することを約束した。湖南軍は湖北に進入した後勝利を獲得した。8月、呉佩孚が軍を率いて二方から湖南軍を挟撃し、湖南軍は大敗し、英国領事を通じて呉佩孚に講和を申し出た。同時に、北軍の南下を阻むため、省憲法を急ぎ採択し、湖南自治の事実を造成しようと考えた。自治籌備処主任が審査委員会に対しその意思を通じさせた結果、審査委員会は「岳陽陥落、省都緊迫のニュースを聞くや、三日もかけずに141カ条をチェックし、きれいに審査してしまった」。子綺「沒有好結果的湖南憲法」国民日報（上海）、1922—1—13日。

つかの面から湖南省の「州」としての地位について規定している。

(一) 省の性格と地区範囲の規定。第1章大綱の中で、先ず初めに「湖南は中華民國の自治省である」（1条）と規定している。だがこの条項だけでは連邦憲法の性格を反映するにはまだ十分でない。よって2条でさらに、「湖南省は現有の土地をもってその区域とする」と規定している。一般的に言って、単一制国家の各区域はすべて中央が規定するが、連邦国家の中央は構成部分の区域について調整を行なう権限を持たない。湖南省憲法はこうした行政区域の区分を行なっており、このことは省憲法が国家全体を、連邦制として規定していることを示すものである。

(二) 省の事権についての規定。権限の区分から、湖南省憲法が鮮明な連邦制的特徴を持っていることが見て取れる。その第3章（25条、26条、27条）では、省の権限について列挙する形式で明確な規定を行なっており、省権と国権とに区分のあることを示している。

うち25条は「下記の各事項について、省は議決執行権を有する」と規定している。

- (1) 省以下の地方制度、および各級地方自治の監督権。
- (2) 省の官職制度、官吏に関する規則、官吏の俸給および官吏の試験。
- (3) 省の法院の編制、監獄および感化院の設立、および司法行政の監督。
- (4) 各種職業団体の組織、および労働に関する法規。
- (5) 本省の税制規則の制定、省公債の募集、および省政府の負担する契約の締結。
- (6) 戸籍法、および登記法の制定。
- (7) 省の公共財産、および造営物の処分。
- (8) 各級学校の学制、および造営物の処分。
- (9) 鉱業、農林業の保護、および発展。
- (10) 各種公共事業、および事業に関する法規。
- (11) 省内の河川、道路、土地整備、およびその他の土木工事事項。

(12) 省内の鉄道、電話、電報支線の建設。ただし交通行政の統一を計り、各省間の商業の発達につながりを持たせ、また国防上の緊急の必要に応じるため、国家政府の命令があればこれを受けることができる。

(13) 省内の軍政、軍令事項。

(14) 省の警察行政事項。

(15) 衛生および各種公益慈善事項については、国憲に抵触しない範囲において、省は法規を制定したうえこれを執行することができる。

省の立法権に関し、26条は「その他の省内に関する事項については、国家憲法に抵触しない範囲において、省は法規を制定したうえこれを執行することができる」と規定している。

また27条は、湖南省と国との関係は委託と受託の関係であって命令関係ではなく、しかも生じる費用は国が負担すべきだ、と規定している。すなわち「省政府は国家政府の委託を受け、国家行政事務を執行することができる。ただし、国家行政を執行するうえで生じた費用は国家政府が負担すべきものとする」。

こうした省権の列举について、李剣農は次のように言っている。「湖南の自治は単に一つの省の自治を図るものではなく、やはり連邦制の実現を目指したものだ。連邦制の根本精神は中央と各省の権限を憲法上区分することにある。現在国家憲法はまだ成立しておらず、やむなく本省の省憲法の上で省の事項を列举したが、これは一つには各省機関のために活動範囲を定めたのであり、一つには将来国家憲法を制定するときのために一つに分権基準を設けたのだ。」⁽⁸³⁾。

楊幼炯は次のように述べている。「省の権限を憲法の中に列举した意図は、省権と国権とを区分することにある。国家憲法の成立前に、省の権限を先ず省憲法において特に明確に規定しておけば、将来国家憲法が制定されたとき、この規定したものを省固有の権限とし、各省固有の権限の中か

(83) 李剣農、前掲書469頁。

ら一部を分離して中央政府に譲り、国の権限とすることができる。こうすれば米・独の各連邦憲法の中央政府の権限についてのやり方と同様、列挙したものを採用するのは確実である」⁽⁸⁴⁾

(三) 省の軍隊保有に関する規定にも、この省憲法の連邦制の特徴が表われている。単一制国家では、軍隊の保有は中央の権限に属するが、湖南省憲法は軍隊の保有を省権の一部に属すると明確に規定している。すなわち「省は10000人以内の常備軍を設立する権限を有する」(88条2款2号)としている。だがこの常備軍が軍隊かどうか、その定義ははっきりしない。なぜなら88条2項は、「義務民兵の兵役法および編制については、省法によりこれを定める」となっているからである。前後関係から見ると、この部隊は当然民兵ということになるが、「部隊」とは辞書によれば軍隊の意であり⁽⁸⁵⁾、省軍と解釈することもできる。もし省軍という角度から解釈するなら、これはドイツのビスマルク憲法の軍隊についての規定と同じ、すなわち平時に軍隊は邦の管理下に置かれるということになる。これは、省憲法が連邦制における州憲法の性格を持っていたことを、別の側面からものがたっている。

また、この軍隊の指揮権は省長に属し、省長は「全省の軍隊を統率し、全省の軍政を管理する」(55条2項)としている。87条は「全省の軍務は省行政の一部である。平時と戦時とを問わず、その管理・統率は、当該憲法55条および56条の規定により、省長に属する」と規定している。

同時に省憲法は、省議会に他省の軍隊が本省に入るのことの許諾決定権があると、次のように規定している。「省外の軍隊は、省議会の議決および省政府の許可なくしてはいつでも、本省領域内に駐屯する、または本省領域内を通過することはできない」(89条2項)。

上記省権の25条(13)では、「省内の軍政、軍令事項」について、「省は

(84) 楊幼炯, 前掲書289頁。

(85) 『現代漢語辞典(修訂版)』(商務印書館, 1996年)の「部隊」の語義解釈では「軍隊の通称」となっている。

議決執行権を持つ」と規定している。

(四) 司法権の面では、「省は高等審判庁を設け、一省の最高裁判機関とし、本省の民事、刑事、行政およびその他すべての訴訟の判決について、最終的判決を行なう」(90条1項)と規定している。

(五) 省憲法優先の原則。128条は「省法の公布されるまで、中華民國の現行法および法に基づく命令で、本法に抵触しないものは、そのまま本省に適用できる」と規定している。129条は「国家憲法の成立するまで、国に帰すべき権限については、本省がこれを議決執行することができる」と規定している。すなわち全国的性格の連邦憲法が制定されるまでは、省が国家権力を行使する、というのである。

第2節 人権保障の重視

当該憲法では、各章の内容の配置から見ると、第2章は「人民の権利・義務」である。省の権限(第3章)、省議会(第4章)および省長・省務院(第5章)といった各章の規定より先に置かれている。このような配置は人民の権利を重視していることを示すものである。第2章は計20条あり、うち18条が人民の権利を守る規定であり、わずかに21条で人民に教育を受ける義務があると規定し、22条で人民に納税、兵役服務および名誉公職就任の義務があると規定しているにすぎない。

当該憲法は以下のようないくつかの面から人権を保障している。

(一) 平等権。すなわち5条は「人民は法律上、一律に平等で、男女、種族、宗教、階級の区別はない」と規定している。省憲法の構成全体から見ると、本条に規定する平等権とは、主として平等な選挙権という面に表現されている。30条は「中華民國国籍を有する男女で、年齢満21歳以上、選挙人資格調査の前、継続して満二年以上湖南に居住しており、法定住所を有し、下記の事情に該当しないものは、すべて省議員を選挙する権利を有する」と規定している。「下記の事情」とは精神病患者、公権を剥奪されたもの、または公権を停止され回復していないもの、破産宣告を受けそれ

が取消されていないもの、アヘン吸引者、正業を営んでいないもの、義務教育を受けていないもの等を指す。

当時の各国の状況から見ると、英国が女性に選挙権を与えたのは1928年の「国民参政（男女平等）法」からである。米国の選挙資格は各州が別々に規定しているが、米国連邦憲法は1920年になってやっと女性に選挙権を与える規定を作っている。フランスでは戦後制定した憲法および同憲法に基づいて制定した選挙法で、はじめて女性に選挙権を与えるようになった。

平等な選挙の原則という角度から見て、本憲法の性別、種族、宗教、階級について制限を設けない規定は、当時にあってはかなり先進的な法律に属する。これには次の二つの原因があると思われる。第一に、法案の制定者の多くが欧米等への留学経験を持ち、彼らの身に着けた憲法に関する知識は、当時の最も進んだ思想を代表していた。第二に、文化歴史上、中国人は種族、宗教に特別な偏見を持っていない、ということである。しかし、本省憲法は選挙権に必須の資格について財産、教育程度の制限を設けており、これは法案制定者の時代的限界を反映している。

(二) 生命権の保護について。6条は、「人民はその身体生命を守る権利を有する」と規定している。本条は現代法学の重要な原則を多く取り入れている。例えば次のとおりである。

1、「身体の自由権は、法によらずにいかなる制限も受けず、剥奪されない」（6条2項）。これは人身権に対する手続上の保障規定であり、欧米の法学における法の適正な過程（due process of law）の原則の影響を受けたものである。この規定は米国連邦憲法第5修正および第14修正の規定の立法の意図と同じである⁽⁸⁶⁾。

(86) アメリカ合衆国第5修正（Fifth Amendment）「何びとも……due process of lawによらずに、その生命、自由または財産を奪われることはない」と定め、第14修正（Fourteenth Amendment）は「州は……何びとからも、due process of lawによらずに、その生命、自由または財産を奪ってはならない」と定めている。

2、「法により制限を受ける、または剥奪される場合、虐待、または拷問があってはならない」(6条3項)。本款は身体的虐待と拷問の禁止の原則である。

3、「現役軍人を除き、人身の自由を剥奪された場合、剥奪令を執行する機関は、遅くとも24時間以内に剥奪の理由を本人に通知し、本人に即時弁明する機会を得させなければならない。剥奪される本人、または他者のいずれであっても、法廷に出廷状を請求でき、法廷はこれを拒絶することはできない」(6条4項)。

4、「人民は適切な法廷で迅速な裁判を受けることを要求する権利を有し、戒厳法の規定を除き、軍法機関の裁判を受けることはない」(6条5項)。本項は迅速な裁判の原則である。

5、「およそ行為は、必ずその実行される前に、法がすでに犯罪行為と規定してあってはじめて、裁判にあたりこれを犯罪と見なす」(6条6項)。本項は事後処罰を禁ずる規定である。だがこれが罪刑法定主義原則であるかどうかは、なお言い切れない。

6、「人民は身体上の刑罰を受けない」(6条7項)。本項が上記の2と異なるのは、本項は体刑を禁じたものであり、2は法によって(身体の自由を)剥奪された状態の下での「虐待」禁止だけに限っている点である。

(三) 人民の私有財産の保護。7条1項は「人民はその私有財産を守る権利を有する」と規定している。8条は「人民はその住居を守る権利を有する。人民の住居に軍隊は駐屯することはできない。ただし、戦時には合法的手続によりこれに駐屯できる」と規定している。湖南はそれまで毎年のように戦禍に遭ってきたため、軍事学者の蔣百里が人民の住居には軍隊は駐屯できないとする規定を入れるよう、特に提議したのである⁽⁸⁷⁾。

(四) 政治的権利。本省憲法はさらに、人民の政治参与の自由権、例えば通信の自由、宗教信仰の自由、言論の自由、集会の自由および結社の自由

(87)「鍾伯毅先生訪問記」80頁、張朋園、前掲『湖南省憲法的制定与運作』410頁から引用。

等の諸権利について規定している。これらの権利は現在の中国から見てさえ先進的である⁽⁸⁸⁾

第3節 人民主権の原則

湖南省憲法は序文の中で、「省自治権は省民全体のものである」（4条）と規定している。これは具体的には以下のようないくつかの側面を持っている。

（一）人民の省議会に対する権力。先ず初めに、議会議員は人民の直接選挙によって誕生する。28条は「省議会は全省公民の直接選出した議員によりこれを組織する」と規定している。

次に、人民は選出した省議員を投票を通じて罷免することができる。43条は、各選挙区が、当該選挙区選出の議員を不信任する場合、下記の方法でリコールできると規定している。

（1）原選挙区公民の百分の一以上の連署による提議があり、当該選挙区公民の全体投票の結果過半数をもって可決した場合。

（2）原選挙区内の県議会、市議会、郷議会議員総数の過半数の連署による提議があり、当該選挙区公民の全体投票の結果過半数をもって可決した場合。

第三に、人民は投票を通じて省議会を解散させることができる。44条は、省議会は下記の方法でこれを解散できると規定している。

(88) 例えば9条は「人民の身体、住宅、郵便電信、文書および各種財物は、本人の許可を経た、または合法的手続による場合を除き、搜索、検査を受けない」と規定している。10条、「人民は社会秩序、公序良俗を妨げない場合に限り、宗教を信仰する自由を有する。政府はいかなる宗教に対しても、不公正な制限を加えたり、特に利益を図ったりしてはならない」。11条、「人民は刑事法典に抵触しない範囲において、言語、文字、図書、印刷物およびその他の方法により、自由に意思を発表する権利を有し、いかなる特別法令の制限、または検査機関の侵害も受けない」。12条、「人民は刑事法典に抵触しない範囲において、自由に結社しまた武器を携行せず平和的に集会する権利を有し、いかなる特別法令の制限も受けない」。

(1) 全省公民の百分の一以上の連署による提議があり、全省公民の全体投票の結果過半数をもって可決した場合。

(2) 全省県議会の過半数の連署による提議を経て、省長が全省公民の全体投票に委ね、過半数をもって可決した場合。

(3) 省長が省務院全体の副署により理由書を提出し、全省公民の全体投票に委ね、過半数をもって可決した場合。

(二) 人民の直接立法建議権。66条は、「全省公民の百分の一以上の連署による動議があれば、(中略)法律案を提出し、省議会に議決を諮るよう省長に申請することができる」と規定している。

(三) 人民の省長についての権力。まず、人民は省長について選挙権を持つ。47条は「省長については、省議会が選出した4人を全省公民の全体投票による決選に委ね、最多数票を獲得したものを当選とする」と規定している。次に、人民は省長に対し罷免権を持つ。すなわち、52条1項は「省長については、任期満了以前に、省議会の提議によって公民の全体投票の表決に委ね、これを退任させることができる」と規定している。当然この規定の実行には制限があり、省議会の提議のほか、本条2項でさらに「省議会が本項議案を提出する場合、議員総数の三分の二が出席していなければならない、出席者の三分の二の賛成による可決をもってはじめて成立する」と規定している。

(四) このほか、県議會議員、一等市議會議員はいずれも全県公民、全市公民が直接選出する、としている(106条2項、114条第1項)。これも人民の主権を保障するものである。

第4節 統治機構

湖南省憲法の規定するのは議院内閣制の下での三権分立である。

(一) 立法権は省議会に属する。28条は、「省議会は全省公民の直接選出した議員をもってこれを組織する」と規定している。39条は議会に一連の権限を与えている。

省議会の職権は以下のとおりである。

- (1) 25条および26条の事項の議決。
- (2) 予算および決算案の議決。
- (3) 本法の規定により、官吏を選挙する。
- (4) 人民の請願の受理。
- (5) 省務院に質問書を提出する。または省務員に出席を要請しこれに質問する。
- (6) 省務員の全員または一員に対し、不信任の投票を行なうことができる。
- (7) 省長に謀反、贈収賄またはその他の重大な犯罪行為があった場合、議員総数の四分の三以上の出席、出席者の三分の二以上の賛成による可決をもって、これを弾劾することができる。省長は弾劾された場合、直ちに退任しなければならない。退任の後、檢察庁が公訴を提起する。
- (8) 高等審判庁長官および高等檢察庁長官に、贈収賄またはその他の違法行為があった場合、議員の三分の二以上の出席、出席者の三分の二以上の賛成による可決をもって、これを弾劾することができる。弾劾された長官は直ちに退任しなければならない。退任の後、檢察庁が公訴を提起する。
- (9) 省務員および審計院長官に、贈収賄またはその他の違法行為があった場合、議員総数の三分の二以上の出席、出席者の三分の二以上の賛成による可決をもって、これを弾劾することができる。弾劾された省務員または審計院長官は、直ちに退任しなければならない。退任の後、檢察庁が公訴を提起する。
- (10) その他の各種官吏について、贈収賄またはその他の違法行為があった場合、調査処分委員会を組織し、調査解明のうえ当該主管部門にその処分を諮問要請することができる。

湖南省憲法の規定では、法案の提起には以下のようないくつかの方式がある。

64条は「法律案は、省議会議員または省務院が、省長の名においてこれを提起する」と規定している。

65条1項は「法定の省教育会、農会（農民協会）、工会（労働組合）、商会（商業組合）、弁護士公会（同業団体）およびその他の、法により組織された各職業団体は、各当該団体の範囲内の事項に関する法律案を提起することができ、省議会は必ずこの動議を支持しなければならない」と規定している。

66条は、全省公民の百分の一以上の連署による動議、または全省県議會および一等市議會の三分の一以上の連署による動議があれば、法律案を提起できると規定している。

(二) 行政権は省長および省務院に帰属する。46条は「省行政権は、省長および省務院がこれを行行使する」と規定している。56条1項は「省長が前条各款の職権を執行するにあたっては、いずれの場合も省務院長および主管の省務員が副署し、責任を負うべきものとする」と規定している。

草案起草者の委員長である李剣農は「省議會の権力は極めて大きい」と述べているが、このことは、省務院と議會との関係から見て取ることができる。

57条は「省は省務院、および下記の各司を設ける。(1)内務司(2)財務司(3)教育司(4)実業司(5)司法司(6)交渉司(7)軍務司。省務院は各司司長をもってこれを組織し、各司司長をすべて省務員とする」と規定している。

59条は「各司司長については、省議会在二名選挙し、省長に一名を選挙任命するよう公文書をもって申請する。省務院長については、省務員が一名を互選し、省長に任命を申請する」と規定している。

(三) 司法権は高等審判庁および高等檢察庁に帰属する。90条は、省に高等審判庁を設けて一省の最高裁判機關とし、この下に地方審判庁、初級審判庁を設ける、と規定している。91条は、省に高等檢察庁を設けて一省の最高檢察機關とし、高等檢察庁の下に地方檢察庁、初級檢察庁を設ける、と規定している。92条は「高等審判庁長官、高等檢察庁長官は、省議会在

法定資格によってこれを選挙する」と規定している。

当該憲法は司法独立の原則を確立している。93条は「法官は独立して裁判を行ない、いかなる方面の干渉も受けない」と規定している。司法の独立を保障するため、94条は、「高等審判庁長官および高等檢察庁長官は、任期を8年とする。任期内は、本法39条8項の規定に依ることなく免職することはできない。高等審判庁長官および高等檢察庁長官以下の各法官は、法に依ることなく免職、降職、停職または配置転換することはできない。法官の懲戒処分については、省法をもってこれを定める」と規定している。

湖南省憲法の規定する統治機構は独特な形式を持つ。先ず初めに、行政権が省長および省務院の共同行使に帰属している。省長はいかなる職権を行使する場合も、省務院長と主管省務員の副署を必要とする。ここには、省務院によって省長の職権に制限を加えてバランスを取り、民主を保障したいという立法者の意図が見て取れる。同時にこの規定は、政治が統一的指導を欠く、という不都合をもたらすものでもある。

第5節 湖南省憲法における問題

(一) 湖南省憲法にはさらに、選挙権資格に関する規定がいささか理想的すぎ、当時の湖南省の文化教育水準に合っていないなど、研究に値する問題が残っている。例えば、議員の選挙権について不適当な制限を設けている。すなわち、30条では文盲には選挙権がないと規定しているが、これは選挙権の普遍的平等の原則に反するものである。

(二) また、楊幼炯は、本憲法が全省人民の投票による衆議決定の手段を多用しすぎており、「濫用」になっている、と考えていた⁽⁸⁹⁾。

湖南省憲法がなぜ、かくも大量に人民投票という手段を運用したのか、現在なお明らかではないが、構成メンバーから見ると、彼らが直接民主主

(89) 楊幼炯、前掲書289頁。

義の原則に影響されていた可能性が大きい。

更に熊希齡の『草擬湖南省自治法大綱』（1920年8月）⁽⁹⁰⁾から見れば、全省公民投票の規定が多い⁽⁹¹⁾。例えば、当該私案の2は「省議会が大統領に省長を弾劾することができる。大統領は15日以内に弾劾案を全省公民に公布すべきである。投票の結果として過半数か否かで決まる。」⁽⁹²⁾。9の1は「省議会の省長弾劾案は全省公民の投票で否決された場合、省長は省議会を解散する。」⁽⁹³⁾。当該規定はドイツ憲法及び諸州法に参考したという⁽⁹⁴⁾。13は「全省公民10分の1の連署で各県議会3分の1以上による動議によって法律案を提出し省長を通して省議会の議決を付することができる。省議会は放置し討議しない、又は議決で否決した場合、省長は当該議案を全省公民総投票に付することができる」この規定はワイマル共和国憲法73条2項により引用したという⁽⁹⁵⁾。14は、「省長が当該法律に同意しない場合、その理由を省議会に諮問し、全省公民総投票に付する。省議会3分の1以上の連署で、又は全省県議会3分の2以上の動議で、議決された法律の公布を2カ月先に伸ばせる。2カ月以内に当該法律を全省公民総投票に付する。」⁽⁹⁶⁾という。私案の説明によると、この規定はドイツワイマル共和国憲法69条、70条、72条、73条により導入したそうである。更にスイス憲法、米国各州憲法に参考したそうである。14に対して熊案は下記のように説明している。「これは最も民治主義の真の精神に合致する。凡そ一般の立法の大権は依然議会に所属している。ただし議会の措置が妥当でない場合、その救済はなお多くの方法が残し、行政首長の救済もその一つである。議会少数党の救済はその二である。公民の救済はその三である。

(90) 前掲『熊希齡集』1365—1370頁。

(91) 実はこの案は梁啓超による代擬である。前掲『熊希齡集』1422頁。

(92) 前掲『熊希齡集』1365頁。

(93) 同上1366頁。

(94) 同上。

(95) 同上1367頁。

(96) 同上。

最終の決定は公民の総投票に帰する。こうであるこそ、主権在民というのは実現できる。現在世界の政治制度はこの傾向に傾けている。我国もこれを採用すべきである。」⁽⁹⁷⁾。

第6節 湖南省憲法の修正

『湖南省憲法』は1922年1月1日発布の後施行が開始された。さまざまな困難に遭いはしたが、この省憲法は省憲法運動の中で唯一施行段階までいった法律であり、重要な意義を持っている。

1923年8月、湖南省議會連合会は省憲法修正の決議を行なった⁽⁹⁸⁾。『湖南省憲法』126条によれば、省憲法を改正するには、省議會の4分の3の議員および全省縣議會および一等市議會団体の3分の2が修正案を提出してはじめて、憲法會議を召集し、公民の総投票に決定を委ねることができる。

1924年5月、縣議會連合会は再び省政府を通じて省議會に省憲法修正を提出した。同年7月に、湖南有力の軍人は別々に各防衛区により選出した省議員に省憲法修正案を署名するよう勧告した⁽⁹⁹⁾。同年9月1日の省議會の開会時、省長趙恒惕が省議會に『憲法會議組織法草案修正案』を正式に提出し、省議會を通過した後、正式に憲法會議が招集され、10月10日開会した。11月20日に閉会した。40日で省憲法改正作業が完了した。

『湖南省憲法』修正は下記の点である。第一に、省議會は全省公民の間接選出によって選出した議員からなっている。議員定員数は削減され、暫定108名である。第二に、司法制度は四級三審制に変更する。国民政府の大理院を終審機関とする。第三に、省行政県は省長及び省務員によって行使するという規定を改正し、省務院長制を省長制に変更する。第四に、省長の選挙・決定及び任期満期の退職につき、全省縣議員の投票で決め

(97) 同上1367—1368頁。

(98) 謝振民，前掲書316頁。

(99) 同上。

る⁽¹⁰⁰⁾。

11月17日、省議会が開会し、議員たちは修正案に対する意見は三つに分れている。賛成派は別として、反対の議員は下記の理を提出した。第一に、今回の憲法修正は草案を有していなかったし、時間が短い案は不完全である。第二に、修正の点は行政について重要な権力が集中され、自治の原理に相反する。第三に、時局はまだ混乱しているので、正確な標準が得られない。温和的な反対派は修正案の投票を先に回すと主張している。

故に『湖南省憲法修正案』は1925年5月13日になってはじめて全省公民の投票を経て公布し実施に付する⁽¹⁰¹⁾。

結語 第三の道——湖南省憲法の啓示するもの

以上、湖南省憲法の制定過程についてのみ概観的説明を行ってきた。

湖南省憲は唯一実施された省憲法として意義が大きい。これまでのところ多くの学者はこの憲法は失敗した憲法であるとしている⁽¹⁰²⁾。本論文は、敢えて湖南省憲法は民主的、先進的な憲法の側面を強調したいと考える。

(一) 立法の手続。第一に、最も優秀な憲政の専門家とエリートが結集して憲法を起草し、かつそれについて各方面の討議を行った。第二に、憲法の内容が広範な民意を反映していた。第三に、憲法制定の手続きが民主的で、かつ人民全体の投票による承認を経ている。

(二) 憲法の内容。人民の権利を重んじられ、多くの近代的な要素を含んでいる。

(三) 憲法の実行。湖南憲法のもとにおいて省議会の出席率は極めて高く、討議も真剣である。議員は積極的に政府役人に質疑し、社会治安の問題、軍縮問題、教育予算確保などを求めた。

(100) 同上。

(101) 同上。

(102) 例えば張朋園，前掲論文。李劍農，前掲書469頁。楊幼炯，前掲書289頁。

この憲法が堅持され続けなかった原因ということになると、周知のとおり、それは省憲法以外の政治的理由であって、この憲法が失敗であることを物語っているわけではない。

湖南省憲運動の背景は戦争災難を受けた湖南人民による自治要求である。運動の前提条件として相対的な言論自由があることも注目したい。この前提が欠如するならば、湖南省憲は広範な民意が集中できないだろう。更に南北二大勢力に挟まれた湖南省軍閥は外部干渉に対抗するため自己存立の基礎を民意に求めようとする。

湖南省憲を代表とする中国の省憲運動は中国統一を求める第三道路ともいえよう。この運動は南北政府の武力統一、平和統一という考えより地方の分権を求め、連邦主義憲法制定を通じて民権を保障しようとする。

湖南省憲法に代表される省憲法運動の目的は、自治を行う省の連合によって一切の内戦をなくし、中国の統一を達成することであった。彼らの段取りは各省内で討論という方法によって政治・経済面の難題を解決し、省憲法を制定する。しかるのちに、各省が連合し、討論と立憲という方法によって全国の統一を達成するというものであった。この運動の背景には広範な民意の基盤があり、かつ自由な知識分子の積極的な推進があった。

この憲法には湖南人の各方面の知恵が結集しており、人々の当時における中国の問題を解決するための理性的選択であった。省憲法は連省自治の第一歩であり、民主と統一という二つの問題を実現するかけ橋であった。